

松江市総合事業訪問型サービスB実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年1松江市告示第434号)の規定に基づき、松江市(以下「市」という。)が実施する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)における訪問型サービスBについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 訪問型サービスBとは、地域住民が主体となり、次項に定める事業対象者を対象に身体介護を伴わない日常生活の援助を行う訪問型の事業をいう。

2 事業対象者とは、次に掲げるいずれかの者であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより訪問型サービスBの利用の必要性を認められた市内に住所を有する者をいう。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第4項に定める要支援者

(2) 65歳以上の者であって、地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)別紙の地域支援事業実施要綱に定める事業対象者である者

(実施団体登録申請)

第3条 訪問型サービスBを実施しようとする団体(以下「実施希望団体」という。)は、訪問型サービスB実施団体登録申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)、団体役員名簿(氏名、住所及び生年月日を記載したもの。役員の数3人以上とする。)及び団体の規約を添付し、松江市長(以下「市長」という。)に提出する。

(実施団体登録)

第4条 市長は、実施希望団体の代表者から前条に定める申請があったときは、提出書類の内容を審査し、適当と認められる場合は、訪問型サービスB実施団体(以下「実施団体」という。)として登録(以下「実施団体登録」という。)し、実施団体登録通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、実施団体として適当でないと認める場合は、当該団体に実施団体登録不承認通知書(様式第4号)により通知する。

(実施団体登録要件)

第5条 実施団体として登録できる団体は次の各号いずれかに該当する団体とする。

(1) 町内会、自治会及びその組織内の団体

(2) 地区社会福祉協議会に所属する団体

(3) 松江市市民活動センター登録団体

(4) 特定非営利活動法人

(5) ボランティア団体又は住民のボランティア活動を支援する団体

- (6)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- 2 実施希望団体又は実施希望団体に関わる者が次のいずれかに該当する場合は登録しない。
- (1)暴力団である場合
 - (2)訪問型サービスBの実施に携わる者及び実施希望団体のその他の活動に暴力団員等(暴力団及び暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者がある場合
 - (3)訪問型サービスBの実施において、宗教活動や政治活動を行う団体である場合(実施内容)

第6条 訪問型サービスBの実施内容は、日常生活を支援するサービスであって、次に掲げるものとする。

- (1) 掃除(居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し及び準備・後片付け)
 - (2) 洗濯(洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥(物干し)、洗濯物の取り入れと収納及びアイロンがけ)
 - (3) ベッドメイク(ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等)
 - (4) 衣類(普段着に限る。)の整理
 - (5) 一般的な調理の援助又は配下膳
 - (6) 買い物(日用品等の買い物(内容の確認及び品物・釣り銭の確認を含む。)及び薬の受取り)
- 2 サービスの実施時間およびサービスの内容は、ケアマネージャーが作成したサービス計画書(ケアプラン)によるものとする。
- 3 同一の事業対象者へのサービス提供回数は、週2回を上限とする。
(実績管理)

第7条 訪問型サービスBを実施する際には、実施団体は訪問型サービスB提供実績記録票(様式第5号)により、事業対象者によるサービス実施の確認及び実績管理を行う。
(実施団体登録の取消し)

第8条 市長は、実施団体が第5条に定める登録要件を満たさないと認められるとき、又は実施団体が実施する訪問サービスBの実施内容が適当でないと認められるときは、実施団体登録を取り消すことができる。
(利用料の設定)

第9条 訪問型サービスBの実施に伴い事業対象者が負担する利用料については、30分以内のサービスで100円、30分を超えるサービスで200円を超えない範囲で実施団体が設定する。
(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録基準日から3年間とする。ただし、登録基準日以降、年度途中で登録された団体は、登録された日から有効期間までの残りの期間とする。

2 登録基準日は毎年度の4月1日とする。

(登録の更新)

第 11 条 実施団体は、登録の更新を受けようとする場合は、あらかじめ指定した期日までに訪問型サービス B 実施団体登録申請書(様式第 1 号)を提出するものとする。

(団体登録内容の変更)

第 12 条 実施団体は、登録の内容を変更した場合は、速やかに市長に訪問型サービス B 変更届出書(様式第 6 号)を届け出なければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 13 条 実施団体は、訪問型サービス B の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 3 月前までに、訪問型サービス B 廃止・休止届出書(様式第 7 号)を市長へ届け出なければならない。

2 実施団体は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前 1 月以内に訪問型サービス B を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービス B の提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス B が継続的に提供されるよう、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス B 実施団体その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 同条第 1 項の届出をした実施団体は、届出に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から 10 日以内に訪問型サービス B 再開届(様式第 8 号)を市長へ届け出なければならない。

(サービス終了報告)

第 14 条 実施団体は、事業対象者のサービス計画書(ケアプラン)の変更に伴い、事業対象者へのサービスを終了したときは、訪問型サービス B サービス終了報告書(様式第 9 号)により市へ報告する。

(実地指導等)

第 15 条 市長は、実施団体が実施する訪問型サービス B が介護予防サービスの一環としてのサービスの水準が保たれていること、市の補助金が適正に利用されていることを確認するため、適宜実地指導を行い、運営状況の確認等を行うことができる。

(留意事項)

第 16 条 実施団体は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 松江市個人情報保護条例(平成 17 年松江市条例第 15 号)の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報並びにプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 地域包括支援センターと連携を図ること。
- (3) 松江市社会福祉協議会等が実施するボランティア研修を受講し、ボランティアの知識・技術等の維持向上に努めること。
- (4) チラシ・ポスター等で地域住民に周知するよう努めること。

- (5) 傷害保険・損害賠償保険に加入する等、事業対象者の事故等に備えること。
- (6) 事故発生時には市担当課へ報告するとともに適切な対応を行うこと。
- (7) 事業に従事する者及び参加する者の清潔保持と健康状態の管理に留意すること。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年松江市告示第 219 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年松江市告示第 125 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。